

## 1 計画策定の趣旨

▽ アルコール健康障害対策基本法(平成26年6月施行)における都道府県の努力義務規定を受けて、県の実情に即した「宮城県アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、アルコール健康障害対策を総合的に推進するもの。

## 2 計画の位置づけ

▽ 基本法の規定する「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定する。  
 ▽ 「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の実現に向けて、保健・福祉に関係する各計画との整合を図る。

## 3 計画の期間(案)

令和6年度～令和10年度(5年間) \*5年ごとに見直し

計画/期間	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国の基本計画	5年間(第1期)		5年間(第2期)				次期			
県計画	第1期(5年間)					第2期(5年間)				
宮城県地域医療計画	7次計画(6年間)					8次計画(6年間)				
みやぎ21健康プラン	2次プラン(H25からR5の10年間)					3次プラン				

最終評価  
●健康・栄養調査

## 4 計画のアウトライン

- I はじめに(計画趣旨、位置付け等)
- II 本県のアルコール健康障害をめぐる状況と課題
- III アルコール健康障害対策の基本的な考え方
  - ①基本理念 ②基本方針 ③取組の方向性 ④重点目標
- IV 具体的な取組
  - ①正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
  - ②誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援づくり
  - ③医療の充実と連携の促進
  - ④アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり
  - ⑤人材の育成・確保
- V 推進体制

## 5 骨子案

(1)本県のアルコール健康障害をめぐる状況と課題 ※今後、更新予定

全国比較	・成人一人当たりの酒類販売(消費)数量が多い(78.3ℓ)(素案P3) ※生活習慣病のリスクを高める飲酒者の割合が高い(11.8%)(素案P5)
経年変化	・アルコール性肝疾患の死亡数が増加傾向。うち、アルコール性肝硬変による死亡数が特に増加(素案P10) ・市町村、保健所等での相談件数が震災以降高止まり(素案P14)
その他	・不良行為少年の補導総数に占める飲酒の数が増加に転じている(素案P8) ※妊娠中に飲酒している者の割合について減少傾向ではあるものの一定数いる(0.6%)(素案P9)

(2)アルコール健康障害対策の基本的な考え方

基本理念	・アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止対策の実施と当事者・その家族の円滑な生活の営みを支援 ・アルコール健康障害に関連する、飲酒運転、暴力、虐待、自死等に関する施策との有機的な連携の推進
基本方針	・治療と回復支援及び相談体制の強化 ・各段階に応じたアルコール健康障害対策の実施 ○発生予防(一次予防) ○進行予防(二次予防) ○再発予防(三次予防)
取組の方向性	・正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり ・誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり ・医療の充実と連携の促進 ・アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり ・人材の育成・確保
重点目標	・飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の徹底及び将来にわたるアルコール健康障害の発生予防 ・アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備
主な指標	・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合 ・妊娠中に飲酒している人の割合、不良行為少年の補導総数に占める飲酒の数 ・アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関の数 ・依存症等対策推進会議の開催数

(3)アルコール健康障害対策の具体的な取組 ※取組の方向性ごとに記載

(4)推進体制等

関連施策との有機的な連携	・県関係部局との連絡・調整 ・関係機関との連携の推進
推進体制	・依存症等対策推進会議/依存症等対策推進庁内検討会議
計画の見直し	・重点目標の達成状況の確認、効果検証 ・効果や社会情勢の変化を踏まえ、必要により計画期間内でも見直し